

センター全拠点にて、NICE WEB申請システムを利用した電子申請を受付しております。
システムのご利用には利用者登録が必要です。センターHPにあります「NICEはじめての方はこちら」
から、システムの概要、ご利用登録手続き方法等をご確認ください。



■ 本申請の種別（電子申請または紙申請）と申請先、手数料の支払い方法

業務種別	本申請の種別 (NICE WEB上で選択)	申請先 (NICE WEB上で選択)	支払い方法
建築基準法（確認・検査 ※1） ※1…当センターで確認済証を交付したものに限り	電子申請（2step） 事前相談：電子申請 本申請：電子申請	全ての 事務所・支所	月締め払い
適合証明（設計・現場 ※2） ※2…当センターで確認済証を交付または交付予定の建築物に限る	紙申請（2step） 事前相談：電子申請 本申請：紙面で提出	本申請を申請する窓口 全ての 事務所・支所	現金払い コンビニ払い 月締め払い
省エネ適合性判定	電子申請（2step） 事前相談：電子申請 本申請：電子申請	本所	月締め払い
	紙申請（2step） 事前相談：電子申請 本申請：紙面で提出		現金払い コンビニ払い 月締め払い
住宅性能評価	電子申請（1step） 本申請：電子申請	本所	月締め払い
長期使用構造等確認			
低炭素建築物技術的審査			
BELS評価			

まちセンに関する最新の話や法改正、申請時の注意点、設計・施工に関する技術的な情報などをお届けします。

2024 年 7 月発行

■ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるために「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、改正法の一部（3年以内施行分）が令和7（2025）年4月1日に施行されます。
改正法のうち「建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し」についてご案内いたします。

■ 建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し

改正概要

- 建築確認・検査の対象外とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域外の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物」とする。
 - 構造関係規定等の審査省略の対象とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域内の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物（新3号建築物）」とする。
- ※建築物省エネ法において、新3号建築物は省エネ審査が省略されており、構造関係規定などの審査省略の対象と一致する制度となっている。



＜木造建築物に係る審査・検査の対象＞

都市計画区域＜内＞ 都市計画区域＜外＞	現行	改正 ※非木造と統一化
	建築確認 全ての建築物	構造等の安全性審査 階数3以上又は延べ面積500㎡超
		改正 ※非木造と統一化
		建築確認 全ての建築物
		構造等の安全性・省エネ審査 階数2以上又は延べ面積200㎡超
		階数2以上又は延べ面積200㎡超

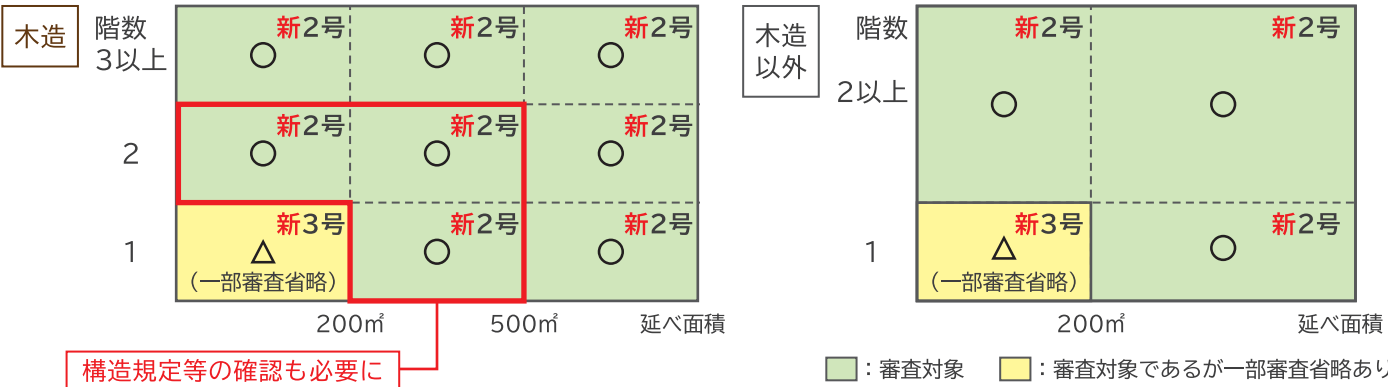
都市計画区域・準都市計画区域・準景観地区等内

平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造規定等の審査が必要になります。省エネ基準の審査対象も同一の規模となります。

改正前、改正後の
比較図はこちら
※国交省 改正法制度
説明資料より



改正後 平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造関係規定等の審査が必要に（省エネ基準の審査対象も同一の規模）



計画する建築物が新2号建築物に該当する場合、建築基準法令の全ての規定について審査対象になることから、確認申請の際に、審査を行うために必要な図書の添付が必要になります。
具体的には、これまでの確認申請図書に加えて、構造関係の仕様規定、住宅の採光・換気等（設備その他単体規定）、防火避難関係規定の他、省エネ基準への適合性を示す図書を、新たに提出する必要があります。

まちセンからのお知らせ

「定期報告業務講習会」開催中です！
（7月末 動画公開終了予定）

例年、県内特定行政庁と協力して開催している講習会を、
本年度もWEB方式で開催中です。

（講習動画はまちセンホームページより視聴できます。）

今年度の定期報告業務にご活用いただくため、是非ご参加ください。

※テキスト「定期報告の作成の手引き(令和6年度版)」は現在販売中。
在庫なくなり次第販売終了となります。



まちセン職員出演
番組放送のお知らせ

静岡朝日テレビ

はたらく私の未来。
～地域企業とつなぐ夢～

会社と仕事の「リアルな姿」を
伝えるリクルートミニ番組です。
まちセン職員の働く姿をインタ
ビュー形式でご紹介します。

■放送日時
7月21日（日）
22:54～23:00予定

※放送日時は変更になる場合があります。



クールビズのお知らせ 軽装で失礼します

当センターでは、体感温度を下げて業務効率の向上を図るとともに、地球
温暖化防止及び省エネルギー対策の一環として、職員の「ノー上着」「ノー
ネクタイ」励行運動を実施しています。皆さまのご理解をお願いいたします。

平年より遅い梅雨入りで、こないだまでカラッとして涼しく爽やかな風が吹いていたのが、湿気と熱を帯びた風が吹くようになり蒸し暑い夏をひしひしと感じています。
冷房のリモコンや冷たい食べ物につい手がのびてしまいがちですが、身体を冷やし過ぎても体調が悪くなってしまいます。上手に体温を調節して熱中症に気を付けて長くて暑い夏を乗り切りたいですね。



都市計画区域・準都市計画区域・準景観地区等外

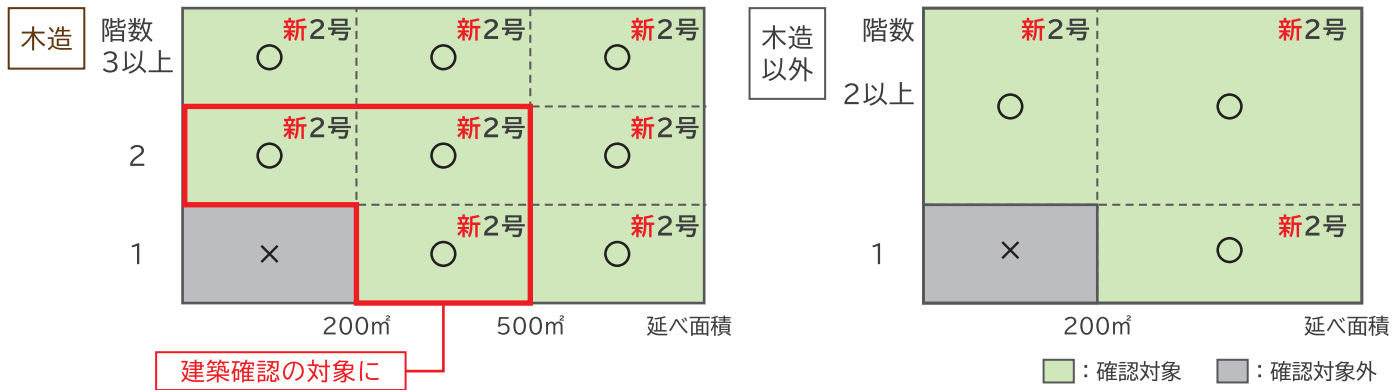
構造によらず、階数2以上または延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象になります。

改正前、改正後の
比較図はこちら
※国交省 改正法制度
説明資料より



改正後

構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は
建築確認の対象に



建築物省エネ法

■ 300㎡未満の建築物省エネ基準適合義務の適用時期（着工日で決まります。）

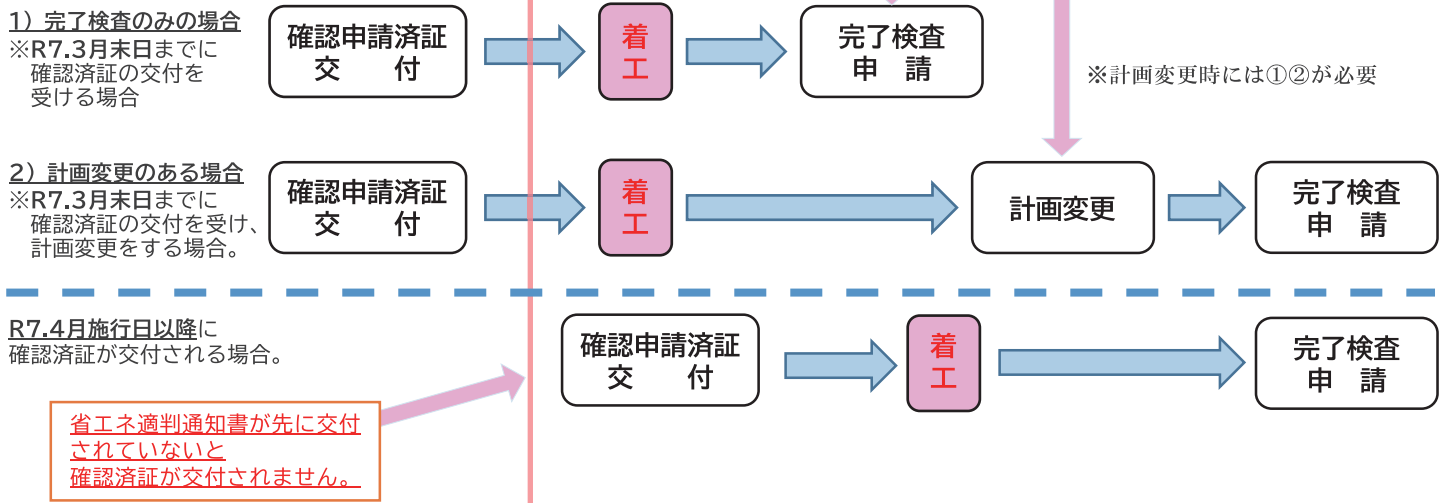
2025年4月（R7年4月）以降に着工する300㎡未満の建築物については
省エネ基準適合が義務付けられ省エネ適判通知書等が必要になります。

Point

300㎡未満の適判対象となる建築物の場合

※届出義務制度と説明義務制度はR7.4に廃止されます。
※着工日によって対応は異なります。

①省エネ適判通知書
②計画書の副本又はその写し
③省エネ適判に要した図書及び書類
の提出が必要になります。
行わないと計画変更、完了検査ができません！



※令和7年3月末日までに確認済証が交付された場合でも、4月以降着工の場合は、省エネ基準の適合義務の対象となります。



着工時期に合わせ、省エネ基準に適合した設計となっているか確認を
しておきましょう！余裕をもって申請をお願いいたします！

■ 法改正後省エネ適判が不要になる建築物について

- 新3号建築物
- 外皮基準、一次エネルギー消費基準の両方を仕様基準で評価する場合（住宅のみ）
- 設計住宅性能評価（「省エネ性能」を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）
- 長期優良住宅認定通知書
- 長期使用構造等である旨の確認書

■ 省エネ基準に基づく計算方法について

非住宅の場合

評価方法	標準入力法	モデル建物法（通常版）	モデル建物法（小規模版） ※β版公開予定
特徴	建物の全ての情報を室毎に詳細に入力して計算する精緻な評価方法	建物の用途毎に設定するモデル建物を用いて計算する簡易な評価方法	モデル建物の入力項目を一部削減して計算する簡易な評価方法
計算ツール	Web プログラム（非住宅版） <u>室毎に入力</u>	Web プログラム（非住宅版） <u>建物用途毎に入力</u>	Web プログラム（非住宅版） <u>建物用途毎に入力</u>



省エネ適判ではモデル建物法がよく使用される計算方法であり、審査がスムーズです。

住宅の場合

評価方法	標準計算	仕様・計算併用	仕様基準
特徴	パソコン等で行う精緻な評価方法	外皮性能を仕様基準※、一次エネルギー消費量を計算※で評価 ※逆の組合せも可能	仕様で判断する評価方法
外皮性能	計算ツール 外皮計算用 Excel 等 計算する 各部材の熱伝導率等より部位の外皮性能を計算	計算しない （計算する方法も有） 仕様基準への適合確認	—
	一次エネ性能 計算ツール 設備毎の性能・仕様 太陽光発電設備等	Web プログラム（住宅版） 設置する各設備の性能・仕様を入力 or 設備設置の有無と設備の種類を入力 設備の性能・仕様を入力可能	仕様基準への適合確認 —



外皮性能と一次エネを仕様基準で評価する場合は省エネ適判が不要です。

建設住宅性能評価における『施工状況報告書』のあらたな運用の追加について

【各運用のイメージ】

現在の紙面のみによる施工状況報告書の配
送受け取り繰り返す
『ループ型』の運用に加
え、紙面とデジタルデー
タどちらでも運用可能
な、施工者側と検査員側
で施工状況報告書を完
成させる『提出型』の運
用が（一社）住宅性能評
価・表示協会から示され
ました。
運用の詳細につきましては
評価業務課へお問合せ
ください。

